

平成29年12月定例市議会提出議案

平成29年11月28日 市長提案

報告第4号	専決処分について（平成29年度三木市一般会計補正予算（第4号））
<p>予算の総額に歳入歳出それぞれ4,056万7千円を追加し、312億4,097万円とする。緊急を要したため、専決処分を行った。</p> <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月22日執行の衆議院議員総選挙に要する経費を増額。 <p>【歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県支出金の増額をもって収支の均衡を図る。 	
第55号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合、子どもが1歳6か月に達した時点で再度申請することにより、最長2歳に達するまでの期間認められることとなったため、所要の改正を行う。 	
第56号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第57号議案	三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第58号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
<ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、議員、市長及び副市長の期末手当の支給率並びに一般職員の勤勉手当の支給率、給料月額等を改正する。また、一般職員の昇格や降格時の号給対応表などの規定について、国の制度改正に柔軟に対応できるように、当該規定を規則に移すため、所要の改正を行う。 	
第59号議案	三木市公契約条例の一部を改正する条例の制定について
<ul style="list-style-type: none"> ・現在条例で定めている公契約に係る業務の労働報酬下限額を、国土交通省が定める最新の労務単価等を反映した額にするため、市長の告示により改定を行えるよう改正を行う。 	
第60号議案	三木市税条例の一部を改正する条例の制定について
<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の改正に伴い、平成30年度から平成34年度までの個人市民税に限り、健康の維持増進や疾病の予防への取組を行っている場合、一定条件のもと総所得金額から控除される医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）が創設されるため、所要の改正を行う。 	
第61号議案	三木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
<ul style="list-style-type: none"> ・条例の有効期限を、平成20年4月1日から10年間としていたものを、平成35年3月31日までの5年間延長し、引き続き企業立地の促進、既存企業の定着及び雇用の促進を図るため、所要の改正を行う。 	

第 6 2 号 議 案	別所ゆめ街道カフェテラス等条例の一部を改正する条例の制定について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在整備中の施設を核とした交流と豊かなまちづくり事業を平成30年度から展開していくに当たり、施設の名称を「カフェテラス」から「飲食物産館」に改めるとともに、施設の使用等に係る規定を整備するため、所要の改正を行う。 	
第 6 3 号 議 案	指定管理者の指定について（三木市立かじやの里メッセみき）
第 6 4 号 議 案	指定管理者の指定について（道の駅みき）
第 6 5 号 議 案	指定管理者の指定について（三木市民体育館、三木勤労者体育センター、ともえ運動公園、緑が丘スポーツ公園、自由が丘北公園、三木グリーンパーク、三木山総合公園、吉川総合公園）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設について、平成30年4月以降の指定管理者を指定する。 	
第 6 6 号 議 案	平成29年度三木市一般会計補正予算（第5号）
<p>予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,946万6千円を追加し、320億3,043万6千円とする。 （主な内容）</p> <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長公用車の運転管理業務を、平成30年1月から運転管理の専門業者に委託するための委託料を追加。〔94万3千円〕 ・ 幹部職員慰労会等に関する不祥事の事案を審査するため、職員賞罰審査委員会の開催に要する外部委員3名の謝礼を追加。〔113万7千円〕 ・ 土地開発公社が保有する吉川支所周辺の用地購入費を追加。〔2,204万8千円〕 ・ 前年度の生活保護費の精算に伴う県への返還金を追加。〔236万6千円〕 ・ 入所児童の増加や特別支援教育・保育の充実に伴う非常勤職員賃金を増額。〔5,610万円〕 ・ 上の丸保育所の園舎移転に伴う新園舎の敷地の整地工事費〔260万円〕、園舎のレンタルに係る債務負担行為〔5,500万円〕を追加。 ・ 別所認定こども園の受入定員を増やすためのプレハブ園舎設置にかかる敷地の整地工事費〔110万円〕、園舎のリースに係る債務負担行為〔6,000万円〕を追加。 ・ 台風21号で児童センターに雨漏りが発生したことから、応急防水を行うための修繕料を追加。〔110万円〕 ・ 認定こども園などの運営費について、低年齢児の利用が当初の想定よりも多くなったことによる児童一人当たり保育単価の増加や、国による保育士処遇改善加算の増額などによる増額。〔1億7,384万円〕 ・ 土地開発公社が保有する吉川健康福祉センターの用地購入費を追加。〔9,144万7千円〕 ・ 認定農業者が導入する機械設備の取得費に対する認定農業者等支援補助金について、補助対象設備等が増加したため、補助金を増額。〔545万9千円〕 ・ 経営が不安定な就農直後の新規就農者の所得を確保するための新規就農者確保事業補助金について対象者が増加したことにより、補助金を増額。〔300万円〕 ・ 今年度中の別所ゆめ街道の整備完了に伴うオープニングイベントの開催委託料を追加。〔340万円〕 	

- ・ 県営で実施している老朽化したため池などの改修事業について、県の事業計画箇所が増加したことなどによる市の負担金の増額。〔124万3千円〕
- ・ 台風21号で山田錦の館及び温泉交流館の塀が損傷したための復旧工事費〔130万円〕、加えて土地開発公社が保有する同施設の用地購入費〔4,191万7千円〕を追加。
- ・ 土地開発公社が保有する吉川地区内の道路用地の購入費を追加。〔2,139万円〕
- ・ 別所ゆめ街道の整備完了に合わせ、主要道路に誘導案内看板を設置するための工事費を追加。〔700万円〕
- ・ 土地開発公社が保有する三木山総合公園弓道場用地等の購入費〔1億905万2千円〕及び、ともえ運動公園野球場について、軟式野球公式球の変更により打球の飛距離が伸びたことによる、防球ネットのかさ上げ工事費〔1,500万円〕を追加。
- ・ 平成30年7月に公共交通網計画を策定するに当たり、現況把握と分析も含めた計画立案のための委託料を追加。〔500万円〕
- ・ 消防通信司令システムの一部機能が故障したため、修繕料を追加。〔140万円〕
- ・ 自主防災組織に対する資機材整備補助金の申請が増加したことによる増額。〔23万9千円〕
- ・ 認定こども園等に勤務する非常勤職員賃金の増額補正に対応する社会保険料を増額。〔690万円〕
- ・ 台風21号で被災した校舎や倒木処理などを復旧するため、小学校8校の工事請負費など〔1,530万円〕、中学校4校の修繕料など〔95万円〕を増額。
- ・ 平成30年度に入学・進級する特別支援が必要な児童・生徒に対応するための施設の改修や教材備品の購入費を増額。〔小学校 730万円、中学校 239万円〕
- ・ 土地開発公社が保有する吉川中学校用地の購入費を追加。〔4,924万8千円〕
- ・ 平成30年4月に入学予定の準要保護児童生徒の保護者200人に支給する新入学用品費に係る援助費を、入学前の3月に前倒しで支給するため、扶助費を増額。〔880万円〕
- ・ 強風による旧上の丸庁舎の屋根瓦の飛散防止のため、修繕料を追加。〔500万円〕
- ・ 台風18号及び台風21号により被災した農地及び農業用施設の災害復旧工事費を増額。〔8,600万円〕

【歳入】

- ・ 国庫支出金、県支出金、繰入金、市債などの増額をもって収支の均衡を図る。

【債務負担行為】

- ・ 住民情報システム機器更新事業ほか4件について債務負担行為の限度額を追加する。

【地方債】

- ・ 公共用地取得事業について起債の限度額を追加し、県営ため池等整備事業ほか3件について起債の限度額を変更する。

第67号議案

平成29年度三木市介護保険特別会計補正予算（第2号）

予算の総額に歳入歳出それぞれ984万8千円を減額し、70億6,183万3千円とする。

（主な内容）

【歳出】

- ・ 平成30年度制度改正に向けた介護保険システム改修のための委託料の追加及び、人件費等を減額。

【歳入】

- ・ 国庫支出金、県支出金などの減額をもって収支の均衡を図る。

第 6 8 号 議 案	平成 2 9 年度三木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
<ul style="list-style-type: none"> ・収益的支出において、人件費等の補正を行い、総額を 1 7 億 6, 3 0 0 万 7 千円とする。 	
第 6 9 号 議 案	平成 2 9 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
<ul style="list-style-type: none"> ・収益的支出において、消費税等納付金 4 2 3 万 2 千円を増額するほか、人件費等の補正を行い、総額を 2 5 億 7, 1 7 8 万 5 千円とする。 ・資本的支出において、国庫補助対象事業費の確定などにより、建設改良費 1 億 6, 3 5 5 万 2 千円を減額し、総額を 2 4 億 6, 2 3 8 万 7 千円とする。 	

平成29年12月6日 市長提案

第 7 0 号 議 案	控訴の提起について
<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施した給与制度の見直しについて、現給保障もしくは激変緩和措置を求めた措置要求を市公平委員会が却下したのは違法として、市職員 6 6 名が判定の取消しを求めた訴訟について、神戸地方裁判所がその請求を認め、判定の取消しを命じた判決があったため、その内容を不服として大阪高等裁判所に控訴することについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求める。 	